



宮 崎 県 公 報

令和5年3月27日(月曜日) 第393号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則…………… (医療政策課) 1		○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可(4件)…………… (農村整備課) 5
告 示		○基本測量の実施の通知(2件)…………… (管理課) 5
○救急病院の辞退…………… (") 1		企業局企業管理規程
○保安林の指定解除…………… (自然環境課) 2		○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 6
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(2件)…………… (水産政策課) 2		教育委員会告示
○令和5年度における建設工事等の特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (管理課) 2		○指定技能教育施設の指定及び連携措置に係る科目の指定…………… 7
○道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 3		公安委員会規則
○道路の供用の開始(3件)…………… (") 3		○宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則及び宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (") 4		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 9
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 4		選挙管理委員会告示
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 4		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 21
公 告		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 21
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 4		

規 則

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成29年宮崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(財務諸表)	(財務諸表)
第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。	第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第227号

次の医療機関は、令和5年3月1日付で、救急病院等を定める

省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
医療法人社団城山病院	宮崎市清武町船引 238

宮崎県告示第 228号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字下浜 1 1184-1・字番所 11227-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 229号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年1月27日
発起人の住所及び氏名	串間市 有限会社 海心 代表取締役 川崎 義成 串間市 河野 忠重
加入区 の 名 称	串間市東第一加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区のうち都井地区
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 230号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年2月1日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 有限会社 和田水産 代表取締役 和田 吉一 東臼杵郡門川町 黒木 光孝
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び小型定置漁業

宮崎県告示第 231号

令和5年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 建設工事（建設業法（昭和24年法律第 100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）
 - 測量（測量法（昭和24年法律第 188号）第 3 条に規定する測量をいう。）
 - 建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第19条第 3 号に規定する建設コンサルタントの業務のうち土木に関する工事の設計業務をいう。）
 - 地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第 718号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査をいう。）
 - 補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務をいう。）
 - 建築設計業務（建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 7 項に規定する設備設計に関する業務又は同法第23条第 1 項に規定する設計等の業務をいう。）
- 競争入札参加資格

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号。以下「要綱」という。）に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - 申請の方法

要綱第5条に規定する申請書等（以下「申請書類」という。）を持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等

の手段に限る。)により提出すること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、案件毎に公告で定める期間内において随時(土曜日、日曜日及び祝日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除く。午前8時30分から午後5時まで)受け付ける。

(3) 競争入札参加資格申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7176

なお、申請書類は、県庁ホームページ(しごと・産業>公共事業・建築・土木>建設業>入札参加資格>令和4・5年度の入札参加資格審査申請について(WTO随時認定))の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

競争入札参加資格申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、競争入札参加資格申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和6年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年10月以降に予定している令和6・7年度の競争入札参加資格審査の申請をすること。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ業種の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月27日から同年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下合	旧	8.4~9.0	12.1
			鳴1149番1地先から同郡同村同大字同字1149	新	14.4~22.6	12.1

			番1地先まで		
--	--	--	--------	--	--

宮崎県告示第 233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月27日から同年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字平城702番地先から同市同大字同字692番1地先まで	旧	16.6~27.8	41.7
				新	11.4~22.3	41.7

宮崎県告示第 234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月27日から同年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高サレ2562番1地先から同郡同村同大字同字2562番1地先まで	令和5年3月27日

宮崎県告示第 235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月27日から同年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下合鳴1149番1地先から同郡同村同大字同字1149番1地先まで	令和5年3月27日

宮崎県告示第 236号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月27日から同年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬1060番1地先から同郡同村同大字同字1060番24地先まで	令和5年3月27日

宮崎県告示第 237号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年3月27日から同年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下合鳴1149番1地先から同郡同村同大字同字1149番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月11日

宮崎県告示第 238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年12月28日宮崎県告示第1025号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	大平1	I-1-0402	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	大平1	I-1-0402	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称) ドラッグストアモリ日向亀崎店
日向市亀崎西2丁目69番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,341㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南東側 51台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南東側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 10.20㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年3月8日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和5年3月27日から令和5年7月27日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和5年3月27日から令和5年7月27日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、出之山土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、宝光院土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、市谷土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平川土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量(航空重力測量)
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業期間
令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月27日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>6 第1項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特別の事情を有する職員について適当と認める場合は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午前8時45分から午後5時15分までとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、公務の運営上の事情により必要な場合には、管理者が別に定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第9条 職員には1年を通じて20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)の年次有給休暇を与えるものとする。ただし、1年の途中において職員となった者の年次有給休暇の日数については、月割により計算する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(部分休業)</p> <p>第13条の3 管理者は、職員が請求した場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業をするこ</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「<u>地方公務員法</u>」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>6 第1項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特別の事情を有する職員について適当と認める場合は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午前8時45分から午後5時15分までとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、公務の運営上の事情により必要な場合には、管理者が別に定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第9条 職員には1年を通じて20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)の年次有給休暇を与えるものとする。ただし、1年の途中において職員となった者の年次有給休暇の日数については、月割により計算する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(部分休業)</p> <p>第13条の3 管理者は、職員が請求した場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業をするこ</p>

とができない。

(1) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(2) [略]

2～5 [略]

(修学部分休業)

第13条の4 管理者は、職員（臨時及び非常勤の職員並びに地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、次に掲げる教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

(非常勤の職員の特例)

第25条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、この企業管理規程の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

とができない。

(1) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(2) [略]

2～5 [略]

(修学部分休業)

第13条の4 管理者は、職員（臨時及び非常勤の職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、次に掲げる教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

(非常勤の職員の特例)

第25条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、この企業管理規程の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務時間等に関する経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号。次項において「条例」という。）附則第5条第1項又は第2項により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

(修学部分休業に関する経過措置)

3 条例附則第4条第1項又は第2項により採用された職員は、第13条の4に規定する職員に含まない。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第32条及び第33条の規定により、技能教育のための施設及び連携措置に係る科目を次のとおり指定する。

令和5年3月27日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

1 指定技能教育施設の名称及び所在地

きぼう高等学院

宮崎県宮崎市源藤町九日市 280-1

2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携科目	連携科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
観光ビジネス	観光ビジネス

3 指定する日

令和5年4月1日

公安委員会規則

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則及び宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久友

宮崎県公安委員会規則第4号

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則及び宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第1条 宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則（昭和37年宮崎県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職	定員	職	定員
事務職員	273	警察行政職員	273

[略]		[略]	
計	3 2 1	計	3 2 1
		備考 警察行政職員又は技術職員の人員が定員に満たない場合においては、その満たない人員の範囲内において、当該定員を他の職の定員に流用することができる。	

(宮崎県警察の組織に関する規則の一部改正)

第 2 条 宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計課)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 監査室に監査室長を置き、警視、警部又は事務職員をもって充てる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(情報管理課)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 情報管理課に情報管理統括官を置き、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 情報企画政策室に情報企画政策室長を置き、警視、警部、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。</p> <p>7 [略]</p> <p>(厚生課)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 健康管理対策室に健康管理対策室長を置き、警視、警部又は<u>事務職員</u>をもって充てる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 自動車運転免許試験場に自動車運転免許試験場長を置き、警視又は<u>事務職員</u>をもって充てる。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 高齢運転者等支援室に高齢運転者等支援室長を置き、警視、警部又は<u>事務職員</u>をもって充てる。</p> <p>9 [略]</p> <p>(参事官)</p> <p>第 31 条 [略]</p> <p>2 参事官は、警視正、警視又は<u>事務職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(課長、所長及び隊長)</p> <p>第 32 条 [略]</p> <p>2 課長、所長及び隊長は、警視をもって充てる。ただし、会計課長、施設装備課長、情報管理課長、総合管理課長、厚生課長及び科学捜査研究所長は、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てること ができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(監査官)</p> <p>第 32 条の 2 [略]</p> <p>2 監査官は、<u>事務職員</u>をもって充てる。</p>	<p>(会計課)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 監査室に監査室長を置き、警視、警部又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(情報管理課)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 情報管理課に情報管理統括官を置き、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 情報企画政策室に情報企画政策室長を置き、警視、警部、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。</p> <p>7 [略]</p> <p>(厚生課)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 健康管理対策室に健康管理対策室長を置き、警視、警部又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 自動車運転免許試験場に自動車運転免許試験場長を置き、警視又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 高齢運転者等支援室に高齢運転者等支援室長を置き、警視、警部又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>9 [略]</p> <p>(参事官)</p> <p>第 31 条 [略]</p> <p>2 参事官は、警視正、警視又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(課長、所長及び隊長)</p> <p>第 32 条 [略]</p> <p>2 課長、所長及び隊長は、警視をもって充てる。ただし、会計課長、施設装備課長、情報管理課長、総合管理課長、厚生課長及び科学捜査研究所長は、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる ことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(監査官)</p> <p>第 32 条の 2 [略]</p> <p>2 監査官は、<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p>

<p>3 [略] (統括官) 第34条 [略] 2 統括官は、警視又は<u>事務職員</u>をもって充てる。 3 [略] (指導官等) 第35条 [略] 2 指導官等は、警視、警部、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。 3・4 [略] (管理官、理事官、副所長、副隊長及び課長補佐等) 第36条 課に管理官又は理事官を、科学捜査研究所に副所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置き、警視、警部、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。 2・3 [略] 4 課に課長補佐を、科学捜査研究所に所長補佐を、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に隊長補佐を置き、警部、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。 5 [略] (校長及び副校長等) 第39条 [略] 2～4 [略] 5 学校に校長補佐を置き、警部、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。 6・7 [略] 8 参事は、警視、警部、<u>事務職員</u>又は技術職員をもって充てる。 9 [略] (署長、副署長及び課長) 第41条 [略] 2～4 [略] 5 警察署の課に課長を置き、警部又は<u>事務職員</u>をもって充てる。 6～10 [略] 別表(第37条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職制又は職制上の職</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務職員又は技術職員</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	職	職制又は職制上の職	事務職員又は技術職員	[略]	<p>3 [略] (統括官) 第34条 [略] 2 統括官は、警視又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。 3 [略] (指導官等) 第35条 [略] 2 指導官等は、警視、警部、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。 3・4 [略] (管理官、理事官、副所長、副隊長及び課長補佐等) 第36条 課に管理官又は理事官を、科学捜査研究所に副所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置き、警視、警部、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。 2・3 [略] 4 課に課長補佐を、科学捜査研究所に所長補佐を、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に隊長補佐を置き、警部、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。 5 [略] <u>6 人財育成課に師範を置き、技術職員をもって充てる。</u> <u>7 師範は、担任する事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。</u> (校長及び副校長等) 第39条 [略] 2～4 [略] 5 学校に校長補佐を置き、警部、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。 6・7 [略] 8 参事は、警視、警部、<u>警察行政職員</u>又は技術職員をもって充てる。 9 [略] (署長、副署長及び課長) 第41条 [略] 2～4 [略] 5 警察署の課に課長を置き、警部又は<u>警察行政職員</u>をもって充てる。 6～10 [略] 別表(第37条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職制又は職制上の職</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察行政職員又は技術職員</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	職	職制又は職制上の職	警察行政職員又は技術職員	[略]
職	職制又は職制上の職								
事務職員又は技術職員	[略]								
職	職制又は職制上の職								
警察行政職員又は技術職員	[略]								

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(解任命令)	(解任命令)

第15条 法第74条の3第6項の規定による解任命令は、別記様式第12号の命令書を交付して行うものとする。

別表第3（第10条関係）

路 線 名	区 間
[略]	
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番2から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1869番1まで
東九州自動車道	日南市北郷町郷之原字中鶴甲 862番1地先から日南市大字東弁分字中村乙 169番1地先まで
[略]	
一般国道10号（都城志布志道路）	都城市南横市町7809番6地先から都城市五十町4655番1地先まで
一般国道10号（都城志布志道路）	都城市乙房町1864番1地先から都城市南横市町7809番6地先まで
[略]	
一般国道 218号（高千穂日之影道路）	西臼杵郡日之影町大字七折字末市 13983番1地先から西臼杵郡日之影町大字七折字高野 13022番1地先まで
一般国道 218号（高千穂日之影道路）	西臼杵郡日之影町大字七折字高野 13022番1地先から西臼杵郡日之影町大字七折字平底 12281番1地先まで
一般国道 218号（北方延岡道路）	延岡市北方町曾木字壺丁鐘子2249番1から延岡市舞野町1447番36まで
一般国道 218号（北方延岡道路）	延岡市舞野町1472番3地先から延岡市高野町67番40地先まで
[略]	
一般国道 220号	宮崎市橋通東3丁目 125番から宮崎市源藤町字葉山 247番4まで
一般国道 220号	宮崎市源藤町字葉山 248番2から日南市油津2丁目5番24まで
一般国道 220号	日南市油津2丁目6番23から串間市大字高松字簾1469番まで
一般国道 220号	宮崎市大字折生迫字狩行司5631番4先から宮崎市大字内海字町1133番2先まで
[略]	
県道土生高千穂線	[略]
[略]	

第15条 法第74条の3第6項の規定による解任命令は、別記様式第12号の解任命令書を交付して行うものとする。

（是正措置命令）

第15条の2 法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、別記様式第12号の2の是正措置命令書を交付して行うものとする。

別表第3（第10条関係）

路 線 名	区 間
[略]	
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番2から日南市大字東弁分字中村乙 169番1地先まで
[略]	
一般国道10号（都城志布志道路）	都城市乙房町1864番1地先から都城市五十町4655番1地先まで
[略]	
一般国道 218号（高千穂日之影道路）	西臼杵郡日之影町大字七折字末市 13983番1地先から西臼杵郡日之影町大字七折字平底 12281番1地先まで
一般国道 218号（北方延岡道路）	延岡市北方町曾木字壺丁鐘子2249番1から延岡市高野町67番40地先まで
[略]	
一般国道 220号	宮崎市橋通東3丁目 125番から串間市大字高松字簾1469番まで
[略]	
県道土生高千穂線	[略]
県道内海加江田線	宮崎市大字折生迫字狩行司5631番4先から宮崎市大字内海字町1133番2先まで
[略]	

別記様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2 (第15条の2関係)

宮崎公委第 号	
是 正 措 置 命 令 書	
年 月 日	
殿	
宮崎県公安委員会	
道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。	
記	
事業所名	
所在地	
命令事項	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第40号及び別記様式第41号を次のように改める。

様式第40号（第43条関係）

警察署用

（1枚目）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録 申 請 書
登録更新

道路交通法第51条の8 第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

（ふりがな） 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話（ ） —
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 その他（ ）
（ふりがな） 代表者氏名	

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載要領
- ※印欄には記載しないこと。
 - 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号 (第43条関係)

本部用

(2枚目表)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録
登録更新 申請書

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の
第 7 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 更 新

申請をします。

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

(ふりがな) 法 人 の 名 称	
主たる事務所の所在地	電話 () -
法 人 の 種 類	1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ()
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)	
	<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号（第43条関係）

（2枚目裏）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号 (第46条関係)

警察署用

(1枚目)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍		
	住 所	〒 —	
		電 話 ()	— (自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	勤務先その 他の連絡先	電 話 ()	—
	受 講 希 望 年 月 日		

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載要領等
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は2枚目に貼付すること。
 - 3 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号 (第46条関係)

(2枚目表)

本部用

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
	(ふりがな) 氏 名	電 話 () —		(自宅・携帯)
	生年月日	年	月	日生
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () —		写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)
	受 講 希 望 年 月 日			

実 施	※受講年月日	年 月 日から	※ 修了考查の結果	合 ・ 否
	(修了考查)	年 月 日まで		
	※受講場所	(年 月 日)		
	※受講番号			

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号 (第46条関係)

(2枚目裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第44号を次のように改める。

様式第44号 (第49条関係)

警察署用

(1枚目)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 -		
		電 話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
証 明 書	勤務先その 他の連絡先	電 話 () -		
	番 号			
	交付年月日	年	月	日

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載事項
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 証紙貼付欄には、宮崎県収入証紙を貼付すること。
 - 2枚目に写真を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号 (第49条関係)

本部用

(2枚目表)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
		電 話 ()	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな)			
	氏 名			
者	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦 3.0 cm ×横 2.4 cm)	
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () —		
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

- | | |
|-----------------------|--|
| ※
添
付
書
類 | <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書
<input type="checkbox"/> 住民票の写し
<input type="checkbox"/> 診断書
<input type="checkbox"/> 誓約書
<input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち一枚貼付) |
|-----------------------|--|

- 記載事項
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号（第49条関係）

（2枚目裏）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年3月1日現在次のとおりである。

令和5年3月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,842人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	211,510人

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年3月1日現在次のとおりである。

令和5年3月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,500人
都城市選挙区	44,370人
延岡市選挙区	33,113人
日南市選挙区	14,190人
小林市・西諸県郡選挙区	14,729人
日向市選挙区	16,510人
串間市選挙区	4,845人
西都市・西米良村選挙区	8,499人
えびの市選挙区	5,119人
北諸県郡選挙区	6,822人
東諸県郡選挙区	7,277人
児湯郡選挙区	18,631人
東臼杵郡選挙区	7,473人
西臼杵郡選挙区	5,285人

--	--